

四日市市病院管理規程第5号

市立四日市病院契約施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年4月1日

四日市市病院事業管理者 金城 昌明

市立四日市病院契約施行規程の一部を改正する規程

市立四日市病院契約施行規程（平成17年四日市市病院管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、市立四日市市病院の契約の施行について必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、市立四日市市病院 <u>(以下「病院」という。)</u>の契約の施行について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><u>(落札)</u></p> <p>第2条 <u>入札においては、次の各号のいずれかに該当するものを落札者とする。</u></p> <p><u>(1) 工事その他の請負、物件の購入若しくは借入等については、予定価格内であって最低価格の入札をした者</u></p> <p><u>(2) 物件の売却又は貸与等については、予定価格以上であって最高価格の入札をした者</u></p> <p><u>(3) 最低制限価格を定めた場合は、その範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。</u></p> <p><u>2 病院事業管理者（以下「管理者」と</u></p>

いう。)は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の10第1項(令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定に該当する場合は、前項の規定により落札者となるべき者を落札者とせず、予定価格の制限内(最低制限価格を定めた場合は、その範囲内)の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。

3 管理者は、令第167条の10の2第1項又は第2項(令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定に該当する場合は、第1項の規定により落札者となるべき者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が病院にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。

(準用)

第2条 契約の施行については、別に定めるもののほか、四日市市契約施行規則(昭和39年四日市市規則第12号)の規定を準用する。

(準用)

第3条 契約の施行については、この規程に定めるもののほか、四日市市契約施行規則(昭和39年四日市市規則第12号)の規定を準用する。

(補則)

第4条 この規程の施行に関し、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。